

新宿区の消費生活行政のあり方について
—新宿区消費生活地域協議会における論点整理—

新宿区消費生活地域協議会

平成31年2月27日

新宿区の消費生活行政のあり方について —新宿区消費生活地域協議会における論点整理—

新宿区消費生活地域協議会は新宿区における消費者教育の推進と消費者安全の確保を始めとする消費者行政の充実を図ることを目的として、消費者教育推進法に基づき、関係機関・団体等幅広い担い手と連携して意見交換及び協議を行う組織として平成 27 年度に設置され、平成 29 年度からは改正消費者安全法に基づき、消費者安全確保地域協議会として位置付けられたものである。

以下では、今後の新宿区の施策の充実を活かされることを期待し、本協議会において、これまで検討を行ってきた消費者教育の推進、ならびに消費者安全の確保についての議論について、その要旨をとりまとめることとした。

1 消費者教育の推進について

学校における消費者教育の充実に関し、新宿区では以前より中学生向けの副読本「消費社会を学ぶ」を刊行しており、その内容の充実と活用を図る必要がある。とくに、民法改正による成年年齢引き下げの実施を見据えた学習指導要領改訂により、消費者教育に関する内容が、小学校段階においても増加していることや、国連総会で 2015 年に採択された SDG s（持続可能な開発目標）の推進を踏まえた、消費と環境に係わる内容のいっそうの充実を図る必要がある。

また、消費者教育は早期より進めることが肝要であることから、区としても小学校段階における消費者教育の充実を図り、将来的には小学生用の副読本の作成についても検討していく必要がある。その際は、発達段階に鑑みて、対象とする年次について考慮すべきである。

学校での充実した消費者教育を推進するためには、教員の指導力を向上させることも欠かせないので、教員研修により資質向上を図るべきである。また、学校で学んだことが活かされる、実際の消費生活の場としての家庭との連携も不可欠であり、保護者や地域との具体的な連携を図ることが求められる。

なお、一般区民への意識向上を図るべく、例年、消費生活展や消費生活シンポジウムが開催されており、これらにおいても、関係団体の協力を得て、SDG s の幅広い浸透を図り取組むことが不可欠であるとともに、消費者教育の地域への定着を目指した学校や児童生徒との連携・協働もさらに進めていくべきである。

2 消費者安全の確保について

本協議会は、改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会として位置付けられたことを踏まえ、深刻な消費者被害に遭いやすい高齢者や障害者等（以下「消費生活上特に配慮を要する消費者」という）を守るための取組みについて議論を重ねてきた。

「消費生活上特に配慮を要する消費者」については、「悪質商法被害防止ネットワーク」の枠組みの中で関係機関が連携して見守りを行っており、見守りに必要な個人情報は本人同意を得た上で関係機関が共有しているが、ごくまれに本人同意を得ることができず関係機関で情報共有ができないために、連携した見守りができないことがあった。そのため、本協議会では、本人同意がない場合の個人情報の共有が大きな論点となった。

議論の結果、「消費生活上特に配慮を要する消費者」の個人情報取扱に関するガイドラインを協議会として定め、高齢者総合相談センター・社会福祉協議会・消費生活センターの3者間で、見守りに必要な個人情報を消費者安全法第11条の4第3項に基づき本人同意がなくても共有できることとした。

この仕組みは平成30年10月から平成31年3月までを試行実施の期間としており、4月から本格実施の予定である。これまでにこの仕組みの適用を検討した事例はあったが、実際に適用した事例はまだない。適用を検討した事例では、消費生活相談員が本人同意を得る努力を続けたため、同意を得て高齢者総合相談センターにつなぐことができた等の結果となり、適用に至らなかった。今後も本人同意を得る努力は必要だが、緊急性がある場合はこの仕組みを早急に適用し、見守りの目が届かない「消費生活上特に配慮を要する消費者」がこの仕組みにより速やかに見守りにつながるようにすることが求められる。なお、個人情報の取扱は慎重にすべきであるため、この仕組みがガイドラインに則って厳格に運用されるようにし、確実に対象者を見守りにつなげるようにする必要がある。

今後も、「悪質商法被害防止ネットワーク」の枠組みを活かし、関係機関による情報共有と連携で、消費者被害の未然防止、早期発見、拡大防止を図っていくべきである。

3 その他

消費者市民社会の実現とSDGsの推進を区民全体として共有していくことを目標に、新宿区は関係団体とともにいっそうの普及啓発に努めるべきである。

【平成 29 年度 新宿区消費生活地域協議会委員】

会長 西村 隆男（横浜国立大学名誉教授）
副会長 後藤 巻則（早稲田大学大学院法務研究科教授）
石丸 文佳（桜丘法律事務所弁護士）
消費生活相談員 2 名（新宿消費生活センター）
江川 祐子（新宿区消費者団体連絡会）
林 直樹（新宿区町会連合会）
安井 潤一郎（新宿区商店会連合会）
志村 泰子（新宿区民生委員・児童委員協議会）
的場 美規子（公募委員）
松井 千輝（公募委員）
黒木 健次（牛込警察署生活安全課長）
表迫 信行（新宿区立落合第一小学校長）
寺島 京子（新宿区立新宿養護学校長）
荒井 きよみ（東京都立戸山高等学校教諭）
伊藤 陽子（新宿区社会福祉協議会事務局長）
大瀧 顕一（若松町高齢者総合相談センター管理者）
春田 文夫（新宿区障害者団体連絡協議会）
薬師寺 克範（新宿区危機管理担当部安全・安心対策担当副参事）
関本 ますみ（新宿区福祉部障害者福祉課長）
向 隆志（新宿区福祉部高齢者支援課長）
高橋 昌弘（新宿区教育委員会事務局教育支援課長）
村上 道明（新宿区文化観光産業部長）

【平成 30 年度 新宿区消費生活地域協議会委員】

会長 西村 隆男（横浜国立大学名誉教授）
副会長 後藤 巻則（早稲田大学大学院法務研究科教授）
石丸 文佳（桜丘法律事務所弁護士）
消費生活相談員 2 名（新宿消費生活センター）
宮崎 冴子（新宿区消費者団体連絡会）
林 直樹（新宿区町会連合会）
安井 潤一郎（新宿区商店会連合会）
志村 泰子（新宿区民生委員・児童委員協議会）
的場 美規子（公募委員）
松井 千輝（公募委員）

竹内 真之（新宿警察署生活安全課長）
表迫 信行（新宿区立落合第一小学校長）
寺島 京子（新宿区立新宿養護学校長）
荒井 きよみ（東京都立戸山高等学校教諭）
吉村 晴美（新宿区社会福祉協議会事務局長）
大瀧 顕一（若松町高齢者総合相談センター管理者）
春田 文夫（新宿区障害者団体連絡協議会）
関 健介（新宿区危機管理担当部安全・安心対策担当副参事）
太田 公一（新宿区福祉部障害者福祉課長）
向 隆志（新宿区福祉部高齢者支援課長）
志原 学（新宿区教育委員会事務局教育支援課長）
村上 道明（新宿区文化観光産業部長）

【会議開催日および議題】

〈平成 29 年度 第 1 回会議 平成 29 年 7 月 19 日開催〉

(1) 消費者教育の推進について

- ① 新宿区立中学校用消費者教育副読本の改訂について
- ② 第 38 回新宿区くらしを守る消費生活展の実施について

(2) 消費者安全の確保について

- ① 悪質商法被害防止ネットワークの取組みについて

(3) その他

〈平成 29 年度 第 2 回会議 平成 30 年 2 月 2 日開催〉

(1) 消費者安全確保の推進について

- ① 悪質商法被害防止支援事業について
- ② 高齢者を消費者被害から守るために～個人情報の共有について

(2) 消費者教育の推進について

- ① 第 38 回新宿区くらしを守る消費生活展の実施報告について

- ② 平成 29 年度中学生向け消費者教育副読本の改訂について
- ③ 教育機関との連携について

(3) その他

〈平成 30 年度 第 1 回会議 平成 30 年 7 月 13 日開催〉

(1) 消費者の安全確保について

- ① 悪質商法被害防止ネットワークの活動について
- ② 消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りにについて

(2) 消費者教育の推進について

- ① 成年年齢引下げを見据えた消費者教育について
- ② 平成 30 年度新宿区消費生活シンポジウムの開催について

(3) その他

〈平成 30 年度 第 2 回会議 平成 31 年 2 月 4 日開催〉

(1) 消費者安全の確保について

- ① 消費生活上特に配慮を要する消費者の見守りにについて
- ② 平成 30 年度悪質商法被害防止ネットワーク連絡会の実施報告について

(2) 消費者教育の推進について

- ① 平成 30 年度新宿区消費生活シンポジウムの実施報告について
- ② 平成 31 年度中学生向け消費者教育副読本の作成について

(3) その他